

高根沢町新庁舎整備に係る町民広場
内公共施設のあり方について

(中間答申)

(案)

令和5年 月

高根沢町新庁舎整備に係る町民広場内
公共施設のあり方検討委員会

令和5年9月19日付け高庁第19号にて諮問のあった、町民広場内公共施設のあり方について協議・検討した結果を次のとおり答申いたします。

なお、町は本答申の内容を十分に精査・検討した上で、施設のあり方を決定するよう要望いたします。

1 施設のあり方に係る方針について

ア 存続

- 陸上競技場
- 野球場
- 歴史民俗資料館
- 町民ホール
- 農業者トレーニングセンター（アリーナ・多目的室）
- 農村環境改善センター（研修室等）

※（ ）書きのあるものは施設機能に係る方針（以下の項目も同様）

イ 廃止

- 相撲場

- テニスコート

- 農業者トレーニングセンター（武道場）

- 農村環境改善センター（工作室・調理室）

ウ その他

- 弓道場は廃止を前提とするが、近隣類似施設の状況や新庁舎の建設予定地が町民広場となった際の全体整備計画を考慮した上で、最終的な施設のあり方に係る方針を決定すること

- ゲートボール場は廃止を前提とするが、新庁舎の建設予定地が町民広場となった際の全体整備計画を考慮した上で、最終的な施設のあり方に係る方針を決定すること

2 施設の整備方針について

ア 複合化

次の施設について、複合化に係る検討を進めること

- 町民ホール
- 農業者トレーニングセンター（アリーナ・多目的室）
- 農村環境改善センター（研修室等）

イ その他

- 農業者トレーニングセンター（多目的室）・農村環境改善センター（研修室等）については、新庁舎の建設予定地が町民広場となった際に整備される諸室も含めて必要となる面積・室数を検討すること
- 複合化に係る検討を進める施設以外で存続することとした施設は、今後の劣化状況や安全性・町の財政状況・施設に係る計画等を考慮し、整備方針を決定すること

3 その他（付帯意見）

農業者トレーニングセンター（武道場）については、町所有の和太鼓が保管されているため、別途保管場所を確保するよう努めること